

”みんなで取り組む”  
資源循環都市しものせき

# しものせき ごみ百科

SHIMONOSEKI CITY GARBAGE GUIDE BOOK



Shimonoseki-city

下関市

## 下関市からのお知らせ

### 令和4年4月1日からタイヤ(粗大ごみ)の収集・処理施設 直接搬入はできません

廃タイヤは、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条の3に基づき、適正処理困難物として指定されています。

令和4年4月1日以降の廃タイヤの処分につきましては、タイヤ販売店、カー用品店、自動車整備工場等にお問い合わせください。

このたびの受け付け終了に伴い、令和3年2月以前に発行しております「しものせきごみ百科」のタイヤに関する記載内容について、令和4年4月1日から取り扱いが異なりますので、ご注意ください。